隣地境界線からのあき寸法について

【1】目的

建物の外壁の位置については、建築基準法等で規定されている一部の区域(※1)を除いて規定されておりませんが、建築物を建築される際に隣地境界線からの建物の位置についての問合せや苦情等が市に寄せられることから、建築基準法の規定以外ではありますが、建築工事等に伴う隣接地住民とのトラブルを、極力少なくすることを目的として、民法第234条の規定(※2)に基づく境界からのあき寸法の規定の周知を行っています。

【2】対象範囲

防火地域の指定されている区域以外のすべての建築物について、民法第234条の規定(※2)を 周知しています。敷地が防火地域と他の地域とまたがる場合も対象となります。

【3】手続き

確認申請書の配置図及び建築計画概要書に、隣地境界線から外壁までの**有効あき寸法**を記入 してください。

【4】指導内容

隣地境界線から外壁までのあき寸法で、有効50cm以上確保されていない場合は、隣接地の方の承諾書や建築主が趣旨を理解されている旨の報告書等を確認申請書に添付していただくようお願いしております。

また、建売住宅など住まわれる方と建築主が異なる場合は、譲渡される際に説明するなどしていただくことをお願いしています。

- ※1 建築基準法等で規定されている一部の区域とは、都市計画で外壁後退が定められている 地域、風致地区、建築協定地区、景観協定等で指定されている区域のことです。
- ※2 民法では、あき寸法の測り方等に具体的な記述がありませんが、境界線から建物の間の 有効寸法の記入をお願いしています。

詳しいことについては、下記までお問い合わせください。

| 問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部 建築審査課 第二庁舎 5階 Ta 06-6858-2860